

優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算
に関する付表（措法47①、旧措法47①）

		事業年度	法人名
優良賃貸住宅の区分	1	47条1項()号 平()旧47条1項()号()	47条1項()号 平()旧47条1項()号()
優良賃貸住宅の種類	2	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	3		
細目及び耐用年数	4	()年	()年
同上の所在地	5		
取得等年月日	6	平 . .	平 . .
新築等の後、最初に 事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .
取得価額	8	円	円
同上のうち対象となる 部分の取得価額	9		
同上に係る普通償却限度額	10		
割増償却率	11	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
割増償却限度額 (10) × (11)	12	円	円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等			
家屋及び建築物の区分	14	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物
各独立部分ごとの専用床面積 (長屋にあつてはその床面積)	15	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸
該当する各独立部分の戸数	16	戸	戸
建築物の敷地面積	17	m ²	m ²
建築物の地上階数	18	階	階
生活用設備の有無	19	有・無	有・無
公募の有無	20	有・無	有・無
建築物の区域	21	高度利用地域の区域 地区計画の区域 再開発地区計画の区域	高度利用地域の区域 地区計画の区域 再開発地区計画の区域
その他参考となる事項	22		

特別償却の付表（二十八） 平十四・四・一以後終了事業年度分

特別償却の付表（二十八）の記載の仕方

- 1 この付表（二十八）は、次の(1)から(5)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
 - (1) 租税特別措置法第47条第1項《優良賃貸住宅の割増償却》
 - (2) 平成14年改正前の租税特別措置法第47条第1項《優良賃貸住宅の割増償却》
 - (3) 平成13年改正前の租税特別措置法第47条第1項《優良賃貸住宅の割増償却》
 - (4) 平成12年改正前の租税特別措置法第47条第1項《優良賃貸住宅の割増償却》
 - (5) 平成10年改正前の租税特別措置法第47条第1項《優良賃貸住宅の割増償却》
- 2 「優良賃貸住宅の区分1」は、1の(1)から(5)までのいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲むとともに、「平（ ）」内には、適用する規定の該当年数を記載してください。なお、「（ ）号（ ）」内には、それぞれの該当号等を記載してください。
- 3 「優良賃貸住宅の種類2」は、その優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 4 「家屋の構造又は設備の名称3」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- 5 「細目及び耐用年数4」には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、（ ）内には、新築の時の耐用年数を記載します。
- 6 「取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- 7 「同上のうち対象となる部分の取得価額9」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- 8 「割増償却率11」の分子には、取得等の時期及び建物若しくは建物附属設備の耐用年数の区分に応じ、それぞれ適用される割増償却率を記載します。
- 9 「償却・準備金方式の区分13」は、その優良賃貸住宅につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「適用要件等」の各欄は、優良賃貸住宅の区分に応じ、その対象資産が優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。

なお、対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。

 - (1) 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
 - (2) 「各独立部分ごとの専用床面積15」には、共同住宅にあつては各独立部分の専用床面積（廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を除きます。）を記載します。
 - (3) 「該当する各独立部分の戸数16」には、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第29条の4第1項、第2項又は第4項又は平成14年改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成14年旧措置法令」といいます。）第29条の4第1項、第2項又は第4項各号に掲げる要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
 - (4) 「建築物の敷地面積17」及び「建築物の地上階数18」には、その建築物が1の(1)又は(2)の規定の各第1号（平成13年4月1日以後に取得等をしたもの）に限ります。）又は1の(1)の規定の第2号口に規定する建築物である場合に、その建築物の敷地面積及び地上階数を記載します。
 - (5) 「生活用設備の有無19」は、共同住宅の各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
 - (6) 「公募の有無20」には、各独立部分について、その賃貸が公募の方法により行われたものであるかどうかを記載します。
 - (7) 「建築物の区域21」には、1の(1)の規定の第2号口に規定する建築物である場合に、該当する区域を○で囲みます。なお、平成14年4月1日以後に取得等をしたものについては、地区計画の区域に建築されたものだけが対象となります。
 - (8) 「その他参考となる事項22」には、措置法令第29条の4第5項又は平成14年旧措置法令第29条の4第5項各号に規定する区域の面積、措置法令第29条の4第6項に規定する空地面積割合等、その対象資産が優良賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。